

令和 7 年第 1 3 回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 24 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第13回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和7年12月24日（水） 午後3時00分から午後3時15分まで	
開催場所	朝霞市役所別館 2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者 の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和7年第13回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>要点記録</p> <p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</p> <p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p> <p>会議録の確認方法 委員全員による確認</p>	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和 7 年第 13 回朝霞市農業委員会総会

令和 7 年 12 月 24 日 (水)

午後 3 時 00 分から

午後 3 時 15 分まで

朝霞市役所 別館 2 階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

2 番 高木 清 委員 3 番 飯倉 文雄 委員

3 提出議案

議案第 48 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第 49 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

4 諸報告

(1) 報告第 12 号 会長専決について

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋 隆
委	員	橋本 広明
委	員	高木 清
委	員	飯倉 文雄
委	員	富岡 勇一
委	員	須田 哲也
委	員	浅川 明彦
委	員	野島 淳
委	員	渡邊 忠
委	員	千田 理恵子
委	員	小寺 哲雄
委	員	秋山 磨弥
委	員	高野 正芳
委	員	蕪木 勝美
委	員	徳生 茂剛
委	員	石原 実
委	員	坂井 嘉市
委	員	高野 政江
委	員	高橋 秀明

欠席委員（1人）

委	員	増田 恵子
---	---	-------

事務局

事	務	局	局長	長谷 修
事	務	局	専門員	村山 雅一
事	務	局	主任	根吉谷 哲
事	務	局	主事	芦田 磨哉

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎開会

#### ○事務局・長谷事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第13回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいいたします。

#### ○高橋会長

皆さんこんにちは。本日は年の瀬も迫って大変お忙しい中、第13回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。また、11月30日は農業祭ということで、早朝から餅が完売するまで、片付けまでお手伝いいただきまして、ありがとうございました。おかげさまで無事終えることができました。会場が変わったということで、電源ショートとかありましたけど、富岡さんには発電機をご持参いただきまして、大変ご迷惑をおかけしました。無事2台の餅つき機を順調にまわして終えることができました。ありがとうございました。

それでは、今年最後の総会になりますけれども、提出議案が2議案ございますので、ご審議の程、よろしくお願いいいたします。

#### ○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

事務局のほうからもですね、皆様には農業祭では大変お世話になりました感謝をお伝えさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いいいたします。

#### ○高橋会長

それでは進行をすすめてまいります。

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、朝霞市農業委員会会議規則第12条第2項により、議事録署名委員を指名

いたします。

2番 高木 清委員と3番 飯倉 文雄委員のお二人にお願いいたします。

よろしければ、早速、議事に入らせていただきます。

初めに配った資料の訂正があります。

○芦田主事

資料の5ページをご覧ください。こちら左下に一条院という記載がございますが、条の字が正しくは乗るになります。申し訳ございませんでした。案内図のところの左下の部分になります。

○高橋会長

それでは議案第48号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○芦田主事

それでは1ページをご覧ください。

議案第48号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
令和7年12月24日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字宮戸字■■■■、田、畠、510平方メートル

大字宮戸字■■■■、田、畠、510平方メートル

大字宮戸字■■■■、田、畠、450平方メートル

譲受人

■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

譲渡人

■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■

■■■■■■■■■■ ■■ ■■■■

転用目的、駐車場及び資材置場、農地区分、3種

調査説明委員、須田 哲也委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

○高橋会長

議案第48号1につきまして、須田 哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は12月22日に行ってきました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は内間木支所からおおむね300メートル以内にあることから、農地法施行規則第43条第2号ハに該当し、農地区分は第3種農地にあたると判断いたします。

申請理由でございますが、譲受人は申請地の近くに本社を構えているものの、業務量及び従業員数が増加する中で、車両を駐車するスペースや資材を置く場所が不足しており作業効率も悪いことから土地を探していたとのことです。

土地を探すにあたり、本社の周辺地域を希望していましたが、市街化区域では見つけられず、譲渡人が土地の売却を検討しているとの話を聞き、合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのことです。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適當か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適當と判断されます。

転用目的が適當か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適當と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適當か否かについては、配置図等により、適當な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適當か否かにつきましては、ブロック積土留めをすることから、適當であると考えます。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。内間木支所から朝霞第五中学校方面に70メートル程進み、トキワメディアサービスを過ぎたら右折し、約70メートル進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第48号につきまして、何かご質問がござりますか。

(なしの声)

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようすで、議案第48号につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第49号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根吉谷主任

それでは4ページをご覧ください。

議案第49号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について  
令和7年12月24日提出

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に申し上げます。

膝折町■■■■■■■■■、畠、畠、1, 011 平方メートル

膝折町■■■■■■■■■、畠、畠、1, 260 平方メートル

膝折町■■■■■■■■■、畠、畠、814 平方メートル

膝折町■■■■■■■■■、畠、畠、6.61 平方メートル

膝折町■■■■■■■■■、畠、畠、901平方メートル

膝折町■■■■■■■■■、畠、畠、76平方メートル

膝折町4丁目910-1、畠、畠、901平方メートル

膝折町4丁目911-1、畠、畠、76平方メートル

申請人

膝折町2丁目6番45号 西山 治郎

買取り申出事由の生じた者

膝折町2丁目6番45号 西山 源次郎

買取り申出事由 農業の主たる従事者が死亡したため。

買取り申出事由が生じた日 令和7年10月1日

証明を必要とする理由 生産緑地法第10条の規定に基づき買取りの申出をするため。

調査説明委員、徳生 茂剛委員

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆、以上でございます。

### ○高橋会長

議案第49号につきまして、須田 哲也委員に調査結果の説明をお願いいたします。

### ○徳生委員

生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願に対する調査は、12月22日に行ってきました。

土地の所在地、地目、面積、申請人及び買取り申出事由の生じた者の住所・氏名、買取り申出事由、買取り申出事由が生じた日、証明を必要とする理由は事務局の朗読のとおりです。

今回の証明事項として、死亡した者が生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であったかどうかですが、生前、本人は露地野菜を中心に農業経営を行い、世帯の中心的役割を果たしていました。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。一乗院閻魔堂を出発して北に50メートル程進んだら右手に一つめの申請地があります。

一つめの申請地を過ぎたら朝霞第一小学校方面に約300メートル進むと右手に二つめの申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第49号につきまして、何かご質問がございますか。

(なしの声)

ご質問がないようすでにお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようすで、議案第49号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、諸報告を行います。報告第12号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、1月26日(月)午後3時からです。場所は、市役所別館2階全員協議会室となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・長谷事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第13回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

2番 高木 清 委員

3番 飯倉 文雄 委員

令和8年1月26日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員